

『令和 5 年度決算に基づく孺恋村の

健全化判断比率等を公表します。』

地方自治体の財政破綻等の未然防止や財政危機の早期発見と健全化の促進のため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に制定され、財政の健全度を示す財政指標を村民の皆様に公表することが義務付けられました。

～ 実質公債費比率は 10.7% （前年対比+0.2ポイント）～

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は、令和 6 年 8 月 6 日に監査委員の審査を受け、その意見書を付して令和 6 年 9 月 3 日に開会されました孺恋村議会定例会に報告しました。

財政の健全性を示す指標

1. 健全化判断比率について

健全化判断比率は 4 つの指標により財政の健全度を判断します。

①実質赤字比率と連結実質赤字比率

実質赤字比率は普通会計（一般会計及び一部の特別会計）、連結実質赤字比率は村の全ての会計（普通会計ほか特別会計及び公営企業会計）において、標準財政規模に対する赤字の比率を示すものです。

②実質公債費比率

村の全ての会計に一部事務組合、広域連合なども含めた会計において、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を過去 3 ヶ年の平均で示したものです。

③将来負担比率

村の全ての会計に一部事務組合や第 3 セクター（群馬県信用保証協会）も含めた会計において標準財政規模に対する負債（実質的な借金、債務負担など）の比率を示したものです。

■健全化判断比率

（単位：％・千円）

指 標 名	R 3 (参考)	R 4 (参考)	R 5	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	-	-	-	15.0	実質収支額：617,903
連結実質赤字比率	-	-	-	20.0	
実質公債費比率	9.8	10.5	10.7	25.0	前年比 +0.2
将来負担比率	-	-	-	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく算定されない場合は、「-」を記載しています。

2. 資金不足比率について

各事業会計の営業収益から受託工事収益などを差し引いた「事業規模」に対する赤字（資金不足額）の比率を示したものです。

■資金不足比率

（単位：％・千円）

会 計 名	R 3 (参考)	R 4 (参考)	R 5	経営健全化基準	備 考
上水道事業会計	-	-	-	20.0	剰余額： 636,812
簡易水道事業特別会計	-	-	-	20.0	剰余額： 13,399
公共下水道事業特別会計	-	-	-	20.0	剰余額： 86,618
農業集落排水事業特別会計	-	-	-	20.0	剰余額： 7,970

※資金不足比率は、資金不足額がなく算定されない場合は、「-」を記載しています。

◆孺恋村における算定対象範囲について

団体 区分	会計 区分	地方財政状況 調査表上の区分	会計名・団体名等	対象範囲
孺恋村	一般 会計	普通会計 (一般会計)	一般会計	
	特別 会計	公営事業会計	国民健康保険特別会計	
			介護保険特別会計	
			後期高齢者医療特別会計	
			簡易水道事業特別会計	
			公共下水道事業特別会計	
		農業集落排水事業特別会計		
	公営企業会計	上下水道事業会計		
一部事務組合・広域連合				
西吾妻衛生施設組合・西吾妻環境衛生施設組合				
西吾妻福祉病院組合・吾妻広域町村圏振興整備組合				
群馬県市町村総合事務組合・群馬県市町村会館管理組合				
第3セクター 群馬県信用保証協会				

※用語解説

- *1 標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入される一般財源の規模で一般的には税収に普通交付税を加算した額。
- *2 公債費 村がこれまでに借入れた地方債の元利償還金で一般的には借金の返済金。
- *3 債務負担 地方公共団体が将来にわたって債務を負担する行為（将来の支出）の内容を定めておくもの。